

## 県立大学あり方懇談会要綱

(趣旨)

第1条 21世紀において、今後とも発展し、県民の期待に応え得るような岡山県立大学及び岡山県立大学短期大学部(以下「県立大学」という。)のあり方を検討するため、県立大学あり方懇談会を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、岡山県知事(以下「知事」という。)の要請に応じ、県立大学の改革を図るための方策に関する事項について調査検討を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のほか、特に適当と認める者のうちから知事が選任する。

2 委員の任期は、1年とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇談会を代表し、議事その他会務を総理する。

4 副会長は、会長の指名により定める。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 懇談会は、審議のため必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、職員その他の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、原則として公開とするものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部総務学事課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月20日から施行する。